

BusiNest「成長支援コース」利用細則

(総則)

第1条 本細則は、「BusiNest 利用規約」第15条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が BusiNest において実施する「成長支援コース」を利用する者（以下「利用者」という。）に対し適用するものとする。

(支援の内容)

第2条 機構が BusiNest において実施する支援内容は以下のとおりとし、具体的な内容は利用者と相談の上、個別に決定するものとする。

- 一 事業計画の実行支援
- 二 マーケティング・営業活動支援
- 三 各種セミナーの開催
- 四 個別相談会や交流会の実施
- 五 各種スペース（交流スペース、図書館、食堂）の提供
- 六 創業・新事業支援情報の提供
- 七 その他利用者に必要な事項の支援

(利用者の資格)

第3条 利用者は以下のいずれかに該当する者で、かつ機構が BusiNest の利用を許可した者とする。

- 一 BusiNest「創業準備コース」を2年間利用後、事業に取り組んでいる個人事業主
- 二 BusiNest「創業準備コース」を2年間利用後、事業に取り組んでいる法人
- 三 その他機構が特に必要と認める者

(利用料)

第4条 利用者は、「成長支援コース」の利用にあたり、毎月以下の利用料を支払わなければならない（消費税込み）。

10,000円/月

2 利用者は希望により、スペースを利用することができるものとする。なお利用にあたっては、毎月以下の利用料を支払わなければならない（消費税込み。電気料も含む）。

個室（小）	4,000円/月
個室（中）	8,000円/月

3 利用開始日の属する月又は利用終了日の属する月における利用者の利用期間が1ヶ月に満たないときの利用料は、1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、1年間とする。ただし、利用者から利用期間延長の意思表示があった場合、機構は原則2回まで、利用期間を延長することが出来る。

2 前項において、機構は次の各号を評価して利用期間の延長を判断するものとする。
ただし、BusiNest の運営上支障が生じる場合又は機構の業務運営上、合理的な理由が認められる場合は、機構は利用期間の延長を認めないことが出来る。

- 一 利用者の利用期間中の事業活動や支援受入実績が十分であること
- 二 支援の必要性、実行可能性があること。

(創業推進活動等スペースの利用)

第6条 第4条第2項のスペースは、複数の利用者が共同で利用することもできるものとする。

- 2 本スペース内の清掃は利用者が行うものとする。
- 3 本スペースの利用者は、メールボックスを利用して郵便等を受け取ることができるものとする。なお機構は、破損等による郵便物の紛失、盗難等の損害についてはその責任を負わないものとする。
- 4 建物や設備の維持管理や保守点検など必要があるときは、本スペースに機構や業者が立ち入ることができるものとする。

(共用スペースの利用)

第7条 利用者は、BusiNest 及び東京校内の以下の共用スペース等を利用することができるものとする。

- 一 会議室
- 二 交流コーナー
- 三 ビジネスコーナー
- 四 セミナールーム
- 五 展示コーナー
- 六 シャワー室
- 七 コワーキングスペース
- 八 東京校内にある図書館、食堂

- 2 会議室の利用を希望する者は、事前に受付に申し出なければならない。
- 3 セミナールーム及び展示コーナーの利用を希望する者は、事前に利用申込書を提出しなければならない。
- 4 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

(機器等設置の制限)

第8条 利用者は、第4条2項に定めるスペースに自己所有の機器等を設置するときは、事前に機構に届け出なければならない。

- 2 利用者は、前項の機器等を自己のスペース以外の場所に放置してはならない。
- 3 機構は、第1項の機器等が盗難、紛失、事故等にあつたとしてもその責任を負わないものとする。
- 4 利用者は、利用を終了する際には、第1項に規定する機器等を撤去しなければならない。なお、撤去等に要する費用は当該利用者が負担するものとする。

(カードキーの管理)

第9条 機構は、利用者に対しカードキーを原則として1枚貸与するものとする。

- 2 利用者は、貸与されたカードキーについて責任を持って管理し、他者に貸与し、譲渡し、又は複製してはならない。
- 3 カードキーを紛失した場合は直ちに機構に連絡するものとする（再発行は有料）。

- 4 利用者が利用を終了する際には、カードキーを機構に返還しなければならない。
- 5 カードキーの取扱については、別途定めるものとする。

(車両等の乗り入れ)

第10条 利用者は、事前の申請により BusiNest 共用駐車場を利用することができるものとする。

(その他)

第11条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

- 2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者に通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、令和2年7月1日から実施するものとする。